令和８年（フ）第１７９号
広島県福山市今津町六丁目14番37号
債務者　松原　冬季
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２８号
愛媛県今治市常盤町８－１－10　トキワレジデンス905号、住民票上の住所熊本県八代市本町一丁目４番７号（303）　リバーサイドマンション
債務者　田原　岳典
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４３号
愛媛県今治市片原町３丁目１番地30　ピュアサンライズ201号、前住所兵庫県姫路市網干区坂上339番地17
債務者　安永美津子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５１号
愛媛県今治市喜田村２丁目１番５号
債務者　山本　弘基
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５２号
愛媛県今治市唐子台西３丁目10番地１　唐子台団地　206号、前住所愛媛県今治市喜田村５丁目９番31号
債務者　柴　タヅヱ
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５４号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削449番地13
緑ヶ丘団地Ｂ棟101号室
債務者　岩見　勇人
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５５号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削449番地13
緑ヶ丘団地Ｂ棟101号室
債務者　岩見　典子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５８号
愛媛県今治市片山３丁目９番38号　高木第２ビル　801号
債務者　横谷由香里
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第３２４号
大分県別府市原町６番13号
債務者　川村　　健
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７６号
大分市中島西１丁目５番10号　パルロイヤル中島西1203
債務者　水原　亨一
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２９号
大分県別府市竹の内町33番53号　有料老人ホーム　まごころ
債務者　矢田　明人
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９５号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅３棟704号
債務者　松本　七海
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３０号
宮崎市昭和町143番地
債務者　渡邉　忠男
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３１号
宮崎市学園木花台北３丁目２番地　市営住宅256棟６号
債務者　岩元　夏帆（旧姓平田）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９４号
宮崎県都城市下川東二丁目3317番地２　上村住宅６号室
債務者　山田ななか
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１００号
宮崎県都城市吉尾町893番地３　山口貸家Ａ
債務者　安田　美保
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部